

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第八条 略 2 扶養手当の月額、は、<u>条例第三条第二項第二号から第五号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるものにあつては、三千五百円）、<u>同項第一号に該当する扶養親族については一人につき一万三千円とする。</u> 3 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間、<u>にある子がいる場合における扶養手当</u>の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に<u>該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u> （通勤手当） 第九条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 条例第四条第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、一般職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）	（扶養手当） 第八条 略 2 扶養手当の月額、は、<u>条例第三条第二項第一号及び第三号から第六号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるものにあつては、三千五百円）、<u>同項第二号に該当する扶養親族については一人につき一万円とする。</u> 3 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）<u>にある子がいる場合における扶養手当</u>の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に<u>特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u> （通勤手当） 第九条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 条例第四条第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、一般職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）。

二 略	三 条例第四条第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して定められる一般職員の例による区分に応じ、前二号に定める額	、 第一号	2 前項第一号又は第三号に掲げる職員で一般職員の例によるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）に定める額又は前号に定める額	等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	一 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支
二 略	ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）	三 条例第四条第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して定められる一般職員の例による区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額	2 前項第一号又は第三号に掲げる職員で一般職員の例によるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が一般職員の例による基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、一般	

給単位期間につき、一般職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

二略

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第一項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（知事が定める通勤手当にあつては、一般職員の例による期間）に係る最初の月（第二項第一号の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌日）の一般職員の例による日に支給する。

5 7略

（単身赴任手当）

第九条の二 条例第四条の二第一項及び第二項の知事が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態

職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が四万円を超えるときは、支給単位期間につき、四万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が四万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、四万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二略

3 通勤手当は、支給単位期間（知事が定める通勤手当にあつては、一般職員の例による期間）に係る最初の月（前項第一号の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌日）の一般職員の例による日に支給する。

4 6略

（単身赴任手当）

第九条の二 条例第四条の二第一項の知事が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者

が疾病等により介護を必要とする状態

にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二五略

2・3略

4 条例第四条の二第二項の知事が定める給料表は、第二条第二項各号に掲げる給料表とする。

5略

(特地勤務手当に準ずる手当)

第十一条略

2 条例第五条の三第一項の知事の定める条件その他特地勤務手当に準ずる手当の支給については、産業労働部長が別に定めるもの及び一般職員の例による。

(時間外勤務手当)

第十二条略

2略

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間規程第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日又は勤務時間規程第三条第六項及び勤務時間規程第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち一般職員の例によるものを除く。)の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項

にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二五略

2・3略

4 条例第四条の二第二項の知事が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用職員であつた者

二 国又は他の地方公共団体の職員であつた者

三 知事が前二号に掲げる者に準ずると認める者

5 条例第四条の二第二項の任用の事情等を考慮して知事が定める職員は、人事交流等により職員となつた者とする。

6略

(特地勤務手当に準ずる手当)

第十一条略

2 条例第五条の三第一項の知事の定める条件その他特地勤務手当に準ずる手当の支給については、産業労働部長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第十二条略

2略

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間規程第四条及び第五条の規定に基づく週休日

における勤務のうち一般職員の例によるものを除く。)の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項

(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、百分の百七十五)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 略

(休日勤務手当)

第十三条 略

2 条例第七条第二項の知事が定める職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日は、勤務時間規程第三条第六項及び勤務時間規程第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日とする。

3 条例第七条第二項の知事が定める日は、勤務時間規程第四条第一項に規定する週休日²に当たる勤務時間規程第八条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間規程第九条第一項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)(当該勤務日等が条例第七条第一項に規定する休日等又は勤務時間規程第七条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日(以下この項において「休日等」という。))に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、所属長が他の日を定めたときは、その日とする。

(管理職員特別勤務手当)

第十七条の二 条例第九条の二第一項の知事が定める職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日は、勤務時間規程第三条第六項及び勤務時間規程第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日とする。

2 条例第九条の二第一項の規定により支給する管理職員特別勤務

(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、百分の百七十五)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 略

(休日勤務手当)

第十三条 略

2 条例第七条第二項の知事が定める日は、勤務時間規程第四条第一項に規定する週休日²に当たる勤務時間規程第八条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間規程第五条第二項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)(当該勤務日等が条例第七条第一項に規定する休日等又は勤務時間規程第七条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日(以下この項において「休日等」という。))に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、所属長が他の日を定めたときは、その日とする。

(管理職員特別勤務手当)

第十七条の二

条例第九条の二第一項の規定により支給する管理職員特別勤務

手当の額は、同項の規定による勤務一回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が六時間を超える場合にあつては、当該各号に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

一 略

二 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける企業職給料表(三)の号給又は一般職員の例による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに

任期付職員条例第七条第三項の規定による給料

月額 一万二千円

ロ 二 略

3 |

条例第九条の二第二項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務一回につき、次の各号に掲げる職員の区分

に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第二条の二に規定する職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る別表第六下欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 二種 五千円

ハ 三種 四千元

ニ 四種及び五種 三千元

二 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける企業職給料表

(三)の号給又は一般職員の例による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千元

手当の額は、同項の規定による勤務一回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が六時間を超える場合にあつては、当該各号に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

一 略

二 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける企業職給料表(三)の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに第三条の規定によりその例による

こととされる任期付職員条例第七条第三項の規定による給料

月額 一万二千円

ロ 二 略

2 |

条例第九条の二第二項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務一回につき、次の各号に掲げる職員の占める職に係る別表第六下欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一種 六千円

二 二種 五千円

三 三種 四千元

四 四種及び五種 三千元

4	二 略	一号給 三千円
	(期末手当)	
第十八条	略	
2	略	
3	特定任期付職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「 <u>百分の百二十五</u> 」とあるのは「 <u>百分の九十五</u> 」とする。	
4	略	
4	略	
3	略	
	(期末手当)	
第十八条	略	
2	略	
3	特定任期付職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「 <u>百分の百三十</u> 」とあるのは「 <u>百分の百七十七・五</u> 」とする。	
4	略	
4	略	
(特定任期付職員業績手当)		
第二十条の二 特定任期付職員業績手当の額は、給料月額に相当する額とし、その支給については、一般職員の例による。		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 (令和七年改正条例附則第二項の規定が適用される間の読替え)
この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から令和八年三月三十一日までの間におけるこの規程による改正後の秋田県企業職員給与規程第八条の適用については、同条第一項中「条例第三条第一項ただし書の」とあるのは「企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第三十一号)附則第二項の規定により読み替えられた条例(次項において「読替え後の条例」という。)第三条第一項ただし書に規定する職務の級が一般職給与条例第四条第一号に規定する行政職給料表の九級に相当するものとして」と、同条第二項中「条例第三条第二項」とあるのは「読替え後の条例第三条第二項」と、「一万三千円」とあるのは「一万五千円、同項第六号に該当する扶養親族については一人につき三千円」とする。
- 3 (一般職の職員の給与に関する条例第四条第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして知事が定める職員)
企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第三十一号)附則第二項の規定により読み替えられた企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)第三条第一項ただし書に規定する職務の級が一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第四条第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして知事が定める職員は、秋田県企業職員給与規程第二条第二項第一号に規定する企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務

の級が八級であるものとする。

（施行日前から引き続き職員に支給されている通勤手当に関する経過措置）

4 施行日前から引き続き職員（この規程による改正前の秋田県企業職員給与規程（以下この項において「改正前の給与規程」という。）第九条第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（改正前の給与規程第九条第一項第三号に掲げる職員に係るもののうち一般職員の例によるものを除き、二以上の普通交通機関等（特別急行列車等（改正前の給与規程第九条第二項に規定する特別急行列車等をいう。以下この項において同じ。）以外の交通機関等（企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例第一条の規定による改正前の企業職員の給与の種類および基準を定める条例第四条第一号に規定する交通機関等をいう。）をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）を、改正前の給与規程第九条第一項第二号に規定する額（改正前の給与規程第九条第一項第三号に掲げる職員に係るもののうち一般職員の例によるものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与規程第九条第二項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第五項に規定する支給単位期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。第二号及び次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（支給単位期間及び一般職員の例による期間をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の給与規程第九条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二 改正前の給与規程第九条第二項第一号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額が四万円を超える場合のものに限る。）

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から五万五千円を減じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から四万円を減じて得た額